

第5次長野市高齢者福祉計画・第4期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)の策定について

保健福祉部高齢者福祉課
介護保険課

1 計画策定の趣旨について

(1) 高齢者福祉計画について

高齢者福祉計画は、老人福祉法(第20条の8)に基づき策定されるもので、長寿社会にふさわしい高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画である。

したがって、すべての高齢者を視野に入れたもので、一般高齢者施策はもとより、介護保険の給付対象とならない高齢者の介護保険周辺サービス及びその他の関連施策も計画の対象とするものである。

(2) 介護保険事業計画について

介護保険事業計画は、介護保険法(第117条)に基づき策定されるもので、介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための事業計画を策定するものである。

なお、本計画に基づき第1号被保険者の保険料額の算定を行うものとする。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は一体のものとして作成されることが必要であることから、計画期間は同一とし、策定・見直し作業も同時に行うものである。

(3) 現計画について

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画については、各根拠法(老人保健法・老人福祉法・介護保険法)に一体のものとして策定されなければならないと規定されている。

現計画「あんしんいきいきプラン21(第4次長野市高齢者保健福祉計画・第3期長野市介護保険事業計画)」は、これを踏まえて高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定したもので、3年ごとに計画の見直しを行うこととして平成18年3月に策定したものである。

現計画の基本理念： 自分らしく 元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに介護が必要となっても安心して生活できる 明るい長寿社会を共に築きましょう

(4) 見直しの考え方について

計画の根拠法の一である「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正され、「老人保健法」に基づく老人保健事業は、平成20年4月より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査等実施計画・保健指導計画の位置付として、医療保険者が実施する特定健康診査及び特定保健指導に、「健康増進

法」に基づく「健康ながの 21 (健康増進計画)」の位置付けとして、市が実施する健康増進事業に各々引き継がれることから、現行高齢者保健福祉計画からこれらの保健計画部分を分離したうえで必要な見直しを行うものである。なお、介護保険事業計画の介護予防事業において実施している各種保健事業については、引き続き介護保険事業計画の事業として策定する。

介護保険事業計画については、介護保険法(第 117 条第 1 項)の規定に基づき、3 年ごとに見直しを行うこととされており、今回の策定はこれに基づき行うもの。施設・居住系サービス及び標準的(介護予防・居宅)サービス及び地域支援事業の目標量と第 1 号被保険者の保険料額の見直しを行うものである。

なお、今回の見直しにあたっては、療養病床の転換を加味して県が策定した「地域ケア体制整備構想」に整合する形で計画策定を行う必要がある。

下記の観点に重点を置き、これまでの各種施策の実施状況、市民ニーズ等を踏まえた計画とする。

- 施設・居住系サービス(今後の整備の方向)
- 日常生活圏域の見直し
- 認知症地域支援体制の構築
- 要介護認定における適正化
- 地域包括支援センターの役割と今後の方向性

2 次期計画の期間について

平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年間(最終目標年度を平成 26 年度に設定)

3 次期計画策定の基本指針について

- (1) 今回の見直しは、現計画の策定に際し設定した平成 26 年度の目標に至る中間段階の位置付けとし、現計画に基づく施策の現状把握及び課題分析を行ったうえで、計画の見直しを行う。
- (2) 計画見直しにあたっては、県が策定する「地域ケア体制整備構想」・「都道府県医療適正化計画」・「医療計画」その他の法律に規定のある関連計画を踏まえて見直しを行う。
- (3) 総合計画、地域福祉計画等市内の各種計画との整合性を図るとともに、都市内分権の動向及び行政評価の結果等を踏まえ見直しを行う。

基本的な政策目標(現)

- 1 生活習慣病予防・介護予防の推進
- 2 積極的な社会活動参加支援
- 3 地域ケア体制づくり
- 4 介護サービスの基盤整備の推進と質の向上
- 5 認知症サポート体制の整備・充実

4 次期計画策定体制（案）について

別紙 1 のとおり

5 次期計画策定スケジュール（案）について

別紙 2 のとおり